

放射性物質により環境汚染された土壌等の除染等の措置に関する千葉県としての対処方針

平成 23 年 11 月 25 日

千葉県災害復旧・復興本部

1 背景

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「放射性物質環境汚染対処特別措置法」(以下「法」という) (*1)の「基本方針」が 11 月 11 日に閣議決定され、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等が示された。この基本方針において、長期的な目標として、東京電力福島第一原子力発電所事故による追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指すこととされた。

また、法において、環境大臣は、放射線量が高い市町村を「汚染状況重点調査地域」に指定し、指定された市町村は除染等の措置を総合的かつ計画的に講ずるため、除染等の措置の実施に関する計画(以下「除染実施計画」という)を策定し、これに基づき除染等の措置を実施することとされた。

なお、県が管理する土地等(*2)についての除染等の措置の実施者は県とされており、除染実施計画を定める市町村は、当該実施計画において除染等の措置等の実施者として定めることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くこととされている。

(*1)正式な名称は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」という。

(*2)放射性物質環境汚染対処特別措置法で規定する、除染実施計画に定められる区域内的の土地及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件をいう。

2 目的

この「対処方針」は、以上の背景を踏まえ、県の役割を明確にするとともに、除染等の措置に関する対策目標、優先順位などについての県の基本的な考え方を明らかにし、除染等の措置を円滑に進めることを目的とする。

3 県の役割

県は、以下の役割を担うこととする。

- (1) 国と連携し、市町村が安全かつ効率的・効果的に除染を行えるよう、広域的な空間線量の測定やその結果等の情報提供、測定機器の提供などの環境整備を行う。
- (2) 市町村と連携し、県が管理する土地等について、土地等の管理者として除染を行う。
- (3) 市町村による除染等の措置に関し、市町村等と連携・協力を密にして対応する。

4 除染等の措置に関する対策目標

法の基本方針に基づき、今回の原発事故に由来する追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指すこととする。

なお、一時間あたりでは、0.23 マイクロシーベルトとする。(*3)(*4)

(* 3) 国において、除染実施計画を定めることとなる区域の要件を、その区域における放射線量が一時間当たり0.23 マイクロシーベルト以上であることとする予定。

なお、0.23 マイクロシーベルトは、追加被ばく線量と大地からの放射線量の和。

(* 4) 地表面から1メートルの空間線量率による。

5 除染等の措置の優先順位

県が管理する土地等の除染等の措置にあたっては、以下の優先順位で実施することとする。

- (1) 除染実施計画を策定している市町村に所在する土地等における空間放射線量が基本的に高いことから、当該土地等についてこれを優先的に行う。
- (2) その際、空間放射線量が高い区域を第一に考えるが、人、とりわけ子どもへの対応に十分配慮することが必要であることから、子どもの生活環境(学校、公園等)を優先して実施する。
- (3) 除染実施計画を策定していない市町村に所在する県が管理する土地等についても、除染の対象とする。なお、当該市町村内において早急に除染等を実施する必要があると認められる場合には、(1)にかかわらず優先して実施する。

6 県が管理する土地等の除染等の措置の方法等

- (1) 除染等の措置の方法については、市町村と連携し、所在市町村における除染方法等、適切と認められる方法とする。
- (2) 側溝や雨どいなど局所的に高い線量を示す箇所に対しては、局所的に除染等の措置を行う。
- (3) 除染等の措置、除染前後における放射線量の測定、発生した土壌等の保管及び処分等一連の措置については、県が管理する土地等の管理責任者の責任において行う。
- (4) 除染等の措置に関する情報提供については、実施結果をホームページ等で随時公表するなど、県民の不安を払しょくするため、きめ細かく対応することとする。

7 本対処方針の期間

当面、法の基本方針において示されている、国が除染特別地域(警戒区域及び計画的避難区域を予定)において除染等の措置等を行う期限の目標とされている平成26年3月末までとする。

8 本対処方針の見直し

本対処方針については、今後の調査測定結果や、国・市町村の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていく。

参考：除染の実施方法（環境省資料抜粋）

1 土壌（裸地、農用地等）

- （１）表土の削り取り
- （２）表面被覆（表土と下土の入れ替え含む）
- （３）耕起
- （４）（１）から（３）までのほか、除染等の措置として（１）から（３）までと同等以上の効果があると認められるもの

2 草木

- （１）草刈り（芝、牧草の刈り取り含む）
- （２）樹木・灌木の剪定・伐採
- （３）落葉、落枝の除去
- （４）（１）から（３）までのほか、除染等の措置として（１）から（３）までと同等以上の効果があると認められるもの

3 工作物及び道路

- （１）高圧水等による洗浄
- （２）側溝、雨どい等の泥、草、落葉、堆積物等の除去
- （３）放射性セシウム濃集域における堆積物除去等の処理
- （４）表面の削り取り
- （５）（１）から（４）までのほか、除染等の措置として（１）から（４）までと同等以上の効果があると認められるもの